

2019年6月13日

**日本ユニシス  
 非FIT非化石電源に係る認定業務の実務を開始  
 ～ 再生可能エネルギーのさらなる拡大に貢献 ～**

日本ユニシスは、経済産業省資源エネルギー庁の「平成31年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査事業」のひとつである「エネルギー供給構造高度化法に基づく非化石電源に係る認定業務」について、国の委託を受けた第三者機関として認定に係る実務を開始します。

本認定業務では、固定価格買取制度<sup>(注1)</sup>（以下、FIT）対象外の非化石電源（以下、非FIT非化石電源）に係る情報を集計し管理する、新たな情報基盤管理手法を構築するとともに、2019年度に非化石電源が発電した電力量の認定に伴う実務を行います。

なお、2018年度に実施した「非化石証書の利用価値向上に係る調査事業（FIT非化石証書のトラッキングに係る調査事業）」については2019年度も継続して行います。

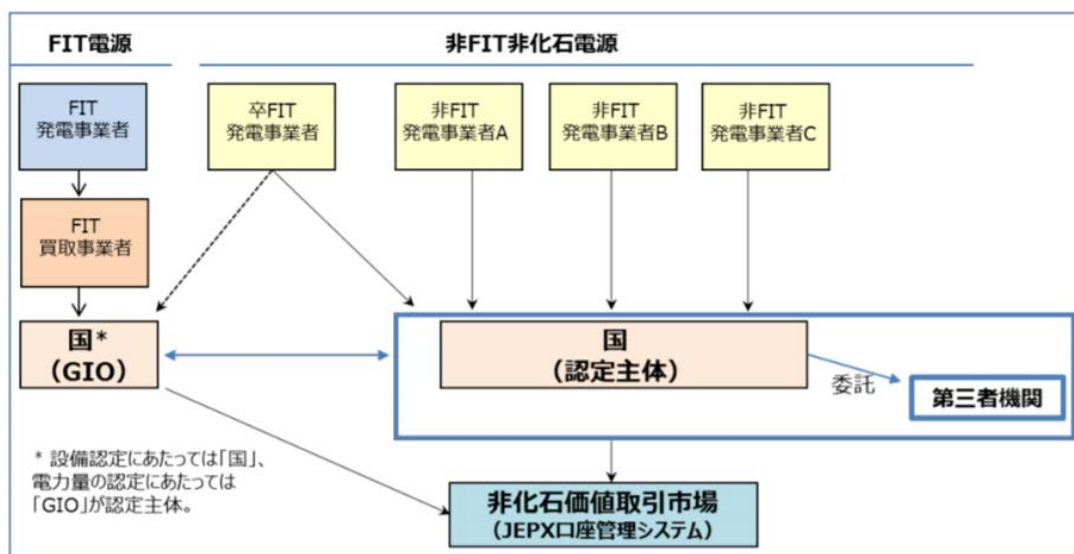
**【背景】**

小売電気事業者は、自ら供給する電気の非化石電源比率を2030年までに44%以上とすることがエネルギー供給構造高度化法<sup>(注2)</sup>（以下、高度化法）において求められています。

この目標の達成を後押しするため、非化石電源の持つ環境価値<sup>(注3)</sup>を証書化し、小売電気事業者が証書として調達可能とする非化石価値取引市場が2018年5月に創設されました。

現在、FIT電源に係る非化石証書について取引されており、非FIT非化石電源に係る非化石証書（以下、非FIT非化石証書）についても、2020年4月発電分以降から証書を発行<sup>(注4)</sup>することを目途に、国の審議会において制度設計が進められています。

また、制度の運用にあたっては、非FIT非化石証書の信頼性を担保するため、国が非FIT非化石電源の認定、および非FIT非化石電源から発電される電力量の認定を行うとともに、その認定業務の実務については、第三者の事業者を選定の上、国から業務委託することとされています。日本ユニシスはこのたび業務委託を受け非FIT非化石電源に係る認定業務の実務を行います。



※出典：第32回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会「資料4-1 第二次中間とりまとめ（案）」

## 【本実務の概要】

- ・ 非 FIT 非化石電源の認定などの実務を行います。
- ・ 非 FIT 非化石電源から発電される電力量の認定などの実務を行います。
- ・ 認定業務に関する制度の周知活動などを行います。
- ・ その他非化石電源の利用促進に係る施策の検討を行います。

## 【想定される利用者】

非 FIT 電源を保有する発電事業者、小売電気事業者など

## 【利用者にとっての価値】

国から業務委託を受けた日本ユニシスが唯一の第三者機関として認定業務の実務を担うことによって、ダブルカウントを回避し、信頼性が担保された非 FIT 非化石証書が取引できるようになります。

非 FIT 電源を保有する発電事業者等は、証書の売却収入を得ることができ、小売電気事業者は、高度化法上の非化石電源比率の算定時に非化石電源として計上することができます。

また、小売電気事業者が販売する電気に非化石証書を活用することで、実質再エネ・CO2 フリー電気として、お客さまの SDGs の達成に貢献することができます。

## 【今後の展開】

日本ユニシスは本調査事業、また、これまでのエネルギー業界における取り組みにおいて培ってきた技術と知識を最大限に活かし、引き続き、再生可能エネルギーのさらなる拡大に貢献していきます。

以上

### ※注 1：固定価格買取制度（FIT）

太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及を図るため、電力会社に再エネで発電された電気を一定期間、固定価格で買い取ることを義務づけた制度。

### ※注 2：エネルギー供給構造高度化法（高度化法）

電気やガス、石油事業者といったエネルギー供給事業者による、再生可能エネルギーや原子力などの非化石エネルギー源の利用や化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律。2009 年に制定。

### ※注 3：環境価値

発電に伴って排出される二酸化炭素がゼロであること等、電気または熱が有する地球温暖化やエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値。

### ※注 4：非 FIT 非化石証書の発行時期

FIT 制度による買取期間が終了した電源（卒 FIT 電源）に係る非化石証書については 2019 年 11 月発電分以降から、卒 FIT 電源以外の非化石電源に係る非 FIT 非化石証書については 2020 年 4 月発電分以降から証書を発行することを目途に検討が進められている。

## ■関連リンク

- ・経済産業省 資源エネルギー庁「非化石価値取引市場の創設について」  
[http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/nonfossil/](http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/nonfossil/)
- ・第32回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「資料4-1 第二次中間とりまとめ（案）」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/seido\\_kento/pdf/032\\_04\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/032_04_01.pdf)
- ・2018年12月17日付 ニュースリリース  
「日本ユニシス 非化石証書の利用価値向上に係る調査事業を開始」  
[https://www.unisys.co.jp/news/nr\\_181217\\_tracking.pdf](https://www.unisys.co.jp/news/nr_181217_tracking.pdf)
- ・2019年度トラッキング付非化石証書の販売にかかる実証実験 ポータルサイト  
[https://www.unisys.co.jp/solution/lob/energy/fit\\_tracking/](https://www.unisys.co.jp/solution/lob/energy/fit_tracking/)

※記載の会社名および商品名は、商標または登録商標です。

※掲載のニュースリリース情報は、発表日現在のものです。その後予告なしに変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<本ニュースリリースに関するお問い合わせ>

[https://www.unisys.co.jp/newsrelease\\_contact/](https://www.unisys.co.jp/newsrelease_contact/)